

官報

号外 昭和三十八年二月二十二日

○第四十三回 衆議院會議錄 第九号

昭和三十八年二月二十二日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和三十八年二月二十二日

午後二時開議

第一 プラント類輸出促進臨時措

置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第一 農林漁業金融公庫法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

第三 農業近代化資金助成法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第四 奄美群島復興特別措置法の

一部を改正する法律案(内閣提

出、參議院送付)

第五 酒税法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第六 印紙税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第七 地方公共団体の長の選挙に

おいて使用する選挙運動用ボス

ターの特例に関する法律案(公

職選舉法改正に関する調査特別

委員長提出)

日程第七 地方公共団体の長の選

第八 昭和三十六年度衆議院予備

金支出の件(承諾を求めるの件)

一 日本鉄道建設公團法案(内閣

提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

アメリカの綿製品輸入制限に関する緊急質問(加藤清一君提出)

日程第一 プラント類輸出促進臨

時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本鉄道建設公團法案(内閣提出)

予備金支出の件(承諾を求める

の件)

日本鉄道建設公團法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日本鉄道建設公團法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

予備金支出の件(内閣提出)の

「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。【アメリカの綿製品輸入制限に関する緊急質問(加藤清一君提出)】
日本とアメリカの貿易を端的に表現いたしまするならば、自立独立は名のみでございまして、まさにそれはオキニバード・ジャパンでござります。

占領下にレールがしがれ、占領下に発車し、今日そのまま進行して参りまして自由化の前夜を迎えたのでございます。条約、協定の言葉は自由、平等、義務は双務となつておりますが、実際行なわれます行政は、アメリカに自由あれど日本に自由少なく、義務の重荷はアメリカに軽く日本に重いのが現実の姿であります。(拍手)このたび発生いたしました綿製品貿易に対する過酷な申し入れは、この関係の基盤

午後二時十九分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。
〔加藤清一君登壇〕

アメリカの綿製品輸入制限に関する緊急質問を許可いたします。加藤清一君。

〔加藤清一君登壇〕

○加藤清一君 私は、議長の許可を得まして、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました対米輸出綿交渉につきまして、総理大臣初め閣僚の皆さんに質問せんとするものでござります。せつかく野党の皆様にも特に御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。あいにく総理がおられませんので、各大臣においてお答え願いたいのでございまするが、お答えできない分は、一つ後に書類なり、あるいは次の機会にお答え願いたいと思うわけでござります。

日本とアメリカの貿易を端的に表現いたしまするならば、自立独立は名のみでございまして、まさにそれはオキニバード・ジャパンでござります。占領下にレールがしがれ、占領下に発車し、今日そのまま進行して参りまして自由化の前夜を迎えたのでございます。条約、協定の言葉は自由、平等、義務は双務となつておりますが、実際行なわれます行政は、アメリカに自由あれど日本に自由少なく、義務の重荷はアメリカに軽く日本に重いのが現実の姿であります。(拍手)このたび発生いたしました綿製品貿易に対する過酷な申し入れは、この関係の基盤の上に現われた氷山の一角にしかすぎ

ません。ただ単なる綿製品輸出のみならず、その根底は深く、幅は広い。ここに良識ある日本人の多くが心配をし、社会党のみならず与党の中にも憂色のただようやんであると思うのでござります。

事の起こりは先月九日、ただいまワシントンで難航いたしております。なぜ難航するか。それは米国が、貿易漸増を目的としている国際織維協定の趣旨に反し、日本品制限を強化するの方途に出たからにはなりません。あまつさえ、このたびは一方的に総ワクを一々・四多も減少すると同時に、四十品目にわたって内訳規制をして参りました。わが国の貿易・経済に及ぼす影響はきわめて深刻でござります。総理はお考へございましょうか。私は言わしむるならば、親孝行した子供がままでいたよな気持で、全く理解できない不祥事だと存ずるのでござります。(拍手)なぜかならば、それは日本の過去の歴史をたどつてみればよくわかることとぞあります。

好通商航海条約違反の疑いすらあるのでございます。参加国の綿製品貿易を確実に伸ばすために結ばれたジユネーブ協定に違反をいたすではございませんか。シップ・アメリカン、バイ・アメリカンまたしかりでございます。特に外相の御所見を承りたいゆえんでございます。

言葉と条約だけは平等、実行は植民地扱いにするのが彼らの常套手段である私は思いたくないけれども、さ

きに燃えもしないのに燃えるとして排斥された綿織物可燃性織維事件、安

いからとボイコットされたワンドラード・ラウス事件、加工費が安過ぎるからと拒否運動を起された既製

服事件、洋食器、陶器から洋がさの骨に至るまで、あげつきたれば枚挙にい

とまがありません。ことに、アメリカ国家としては輸入規制しないが、各州

法が優先するゆえに規制するとの口実

でボイコットされたあの事実は、日本友好通商航海条約がアメリカ州法に従

属した悪例といわなければならぬの

でございます。これはアメリカ憲法に違反し、このたびの事件は国際法違反

の疑いが濃厚と思うのでございます

が、外相、特に法務大臣の御答弁もお願いしたいのでございます。

次にお尋ねいたしたいことは、具体的な対策でございます。この際、第一

に、ガット提訴という手もございますが、總理みずから交渉に当たり、ケネ

ディ大統領とより高い立場から政治的に解決の方途を見出すべきだと思

うが、一体いかがなものでございましょうか。もし、国会中不能とするならば、メリカンまたしかりでございます。特に外相の御所見を承りたいゆえんでござ

ります。

これは野ではございません。高崎さん、特に野で大物は、佐藤さん、藤山さん、河野建設大臣……(「野じやない」と呼ぶ者あり)いや、河野さんは、

これは野ではございません。高崎さんは、物価、特に内地の物価は内地充りや米国に派遣されるならば、平和的解

決の道も開かれるではございませんで

しょうか。特に総裁ダービーというプラス・アルファもつくこと疑いなしでございましょう。総理の見解の承りた

いところでございます。特に国民外交の立場よりいたしまするならば、世界に名をはせました日紡の織維從業員チ

ム派遣の手あり、ただバレーが強いだけではないでございましょう。外相の見解を承りたいゆえんでございます。

それでもなお相手が不幸にして頑迷でありとするならば、目には目、齒には歯でございます。日本もまたボイコット運動、綿花買付の市場転換、コ

ムの撤房等々ございますが、私は、外貨危機を一體何によつて切り抜

けられるでございましょうか。フィティ・フィフティの貿易により、常に危機を未然に防ぐことが、ますごろ

ますので、ただいまの段階で、特使を派遣するというような措置は考えてお

りません。

要するに、織維工業は日本の産業構造にとりましても、また雇用の構造か

ら申しましても、非常に重大な問題でござりまするし、また、その輸出環境が容易でないといふことも十分私ども

も承知いたしております。また、アメリカ側の織維工業といふのは、ちょうど

わが国でいえば石炭産業のように一つの問題の産業でございまして、アメリ

カ政府自体においても、この救済計画

で、御協力して、急ぎます。

ダイエー大統領とより高い立場から政治的に解決の方途を見出すべきだと思

うが、一体いかがなものでございま

うか。もし、国会中不能とするならば、メリカンまたしかりでございます。特

に外相の御所見を承りたいゆえんでござ

ります。

合、あるいはただいままで数年にわたる自主規制を忠実に守ってきた等の事

情は、十分先方に訴えてございま

して、たゞ、長期協定が本年度から第一

年度に入つておりますので、協定の解

釈上、彼此の間に見解の相違がござ

りますので、今せつかく調整中でござ

ります。

池田さんに申し上げます。特に官房

シャル・ダンピングの是正、特に最低

賃金制を労働集約的製品をつくつてい

る中小零細企業に完全実施する心が

見えあります。第二に、商社ラッ

ショの問題、これの交通整理。第三に

は、物価、特に内地の物価は内地充り

の場合に高く、外地充りの場合に安い

のが問題でござります。それと同時

に、第四番目に、金融機関と商社の

問題、特に系列強化——それが織維に

大いに關係あるのでございますが、そ

の出血競争の阻止こそが問題であると

思うのでござります。

最後に申し上げたい点は、自由化以

前の今日までは、手持ち外貨の減少し

た場合、輸入割当引き締めという手段

によって外貨危機を切り抜けることが

できましたが、八条国移行の今日以後

は、外貨危機を一体何によつて切り抜

けられるでございましょうか。フィ

ティ・フィフティの貿易により、常

に危機を未然に防ぐことが、ますごろ

めに危機を未然に防ぐことが、ますごろ

を立てるを得ないような業態であるということを考えますと、この問題の解決はきわめて容易ならぬことであると思ふのでございまして、わが国の綿業が置かれた実態を考えますと、できるだけ早く解決に持つていかねばならないと思うのでございまして、鋭意ただいま努力いたしておる段階でございます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

通商産業省いたしましては、今回のアメリカからの提案は内容をしだいに点検いたしておりますが、数字の点において根拠がいささか違つておるといいますか、数字が食い違つておる点がありますので、こういふ点を今詳細に調べております。そして外務省と連絡をとりまして、われわれとしては、この協定の精神にのつとつ、ただすべきはただすという断固たる措置で臨んでいくつもりでおるわけでござります。

なお、この際一言だけ、加藤さんわかつていられると思うけれども、申上げておきたいことは、片貿易といふようなことをよく言われますけれども、向こうが売つてくるその綿花を生産する者と、われわれが今までおきたいと思いますことは、片貿易をする者は違つておるわけなんです。国家間の貿易なら簡単に、これは片貿易だからお前の方、もつと買えと言えるのであります、ことがいさ

さか事情が違つておるということを理解を願つておきたいと思います。

それから綿花の市場転換等の問題もそう簡単にはできないのでございまして、そういう点もおわかりの上で、特にわれわれを激励していただいておるということはよくわかりますが、国民が誤解をしないように一つ处置をいたしていただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 三十七年度の輸出の伸びが、おそらく一七%ぐら

い、三十八年度はや正常に復しました。七%ぐらいかと思います。これは世界貿易の伸びよりも、やや高いうございませんけれども、わが国は輸入依存度の高い国でござりますから、世界貿易の伸びを当然上回つておらなければなりません。別に因果関係はないと思います。

(拍手) 〔國務大臣田中角栄君登壇〕

○國務大臣(田中角栄君) 加藤さんに

対米貿易の問題につきまして、輸出と輸入について非常に日本が入超であるということを言われたわけであります。三十六年度は、御承知の通り、輸出が十二億ドル余であり、輸入が十九億ドル余でありますから、七億七千万ドルの入超でございますが、これは御承知の通り、日本の経済が非常に過熱

的な状態といわれるほど膨張したところとございまして、三十七年度は、十二月までの数字を見ますと、輸出が十一億九千万ドル、輸入が十一億

六千万ドルで、逆に十二月までは三千万ドルの出超になつております。このように対米貿易においては非常に大きく改善せられておるわけでございます。しかし、これは今通産大臣が申請された通り、日本とアメリカの問題は、ただ数字によつてだけ議論ができる問題ではありません。綿花の問題も、御承知通り、原材料を入れて日本がこれに加工して、逆に輸出をするのでござりますから、そのような意味においては、日本はアメリカに対し

認識しながら輸出を伸ばしていくようになればならぬことは、言うを待たないわけでございます。われわれも十二月の日米経済閣僚会議におきましては、政府もその必要を十分に認めまして、普及徹底に努力をいたしております。(拍手)

〔國務大臣中垣國男君登壇〕

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたしました。

第一の問題は、八条国移行によつて自由化されると、アメリカ側の日本に対する輸出の方が伸びるのだといふうな観点に立つての御意見でございますが、私は日本の輸出を伸ばしていく方向になるのだ、また、そつしなければならないのだといふ考え方であります。

また、今回の中垣の申し入れは条約違反ではないか、また憲法の関連においてはどうかというお尋ねであります

いろいろな考え方ではなく、より積極的に、前向きにアメリカに対する輸出を伸ばしていくという考え方でございま

す。それから、自由化に對して外貨危機を一体どうして乗り切るのかといふことでございますが、その意味では、

御承知通り、国内産業を整備し、輸出第一主義として、国際競争力の培養等、各般な施策を行ない、予算措置を行なつておるわけでございます。また、特に対米貿易におきましては、シップ・アメリカン、バイ・アメリカン政策に対しても、日本政府としての強い意思表明をいたしておりましたので、外貨危機等は招いてはならない、こう

いうことを考えておるわけであります。また、特に対米貿易においては、シップ・アメリカン、バイ・アメリカン政策に対しても、日本政府としての強い意思表明をいたしておりましたので、外貨危機等は招いてはならない、こう

いうことを考えておるわけであります。このに対する答弁は、以上をもつて終了いたしました。

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 中小企業、

日程第一 プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 緊急質問並びに

これに対する答弁は、以上をもつて終了いたしました。

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 中小企業、

日程第一 プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより本日の

日程に入ります。

日程第一、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔國務大臣中垣國男君登壇〕

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたしました。

第一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年一月三十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

が、このことは、二月四日の衆議院の予算委員会におきまして、林法制局長官並びに中川条約局長からも答えておりまして、条約が国内法より優先するという考え方を私は持つておるものであります。その根拠といたしましては、憲法第八十一条並びに九十八条においては、憲法規といふものには、国内法に対しても、その精神並びに背景等から見ましても、条約が国内法より優先するという考え方を私は持つておるものであります。

他の育林に必要な資金であつて
主務大臣の指定するもの

第十八条第二項中「前項各号に掲
げる資金」を「前項第一号、第一号
の三、第二号から第四号の二まで及
び第五号から第八号までに掲げる資
金（同項第一号の三、第五号の二、
第七号及び第八号に掲げる資金につ
いては、別表第二の貸付金の種類の

欄に掲げる資金を除く。」に、「別表」
を「別表第一」に改め、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「自
作農維持創設資金融通法」を「自作
農維持資金融通法」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。

3 農業若しくは沿岸漁業の構造改
善の計画的推進を図り、又は農業

経営の規模の拡大、農業生産の選
択的拡大若しくは林業經營の改善
を促進するために必要なものとし

て別表第一の貸付金の種類の欄に
掲げる資金については、その貸付
けの利率はそれぞれ同表に掲げる
利率によるものとし、その償還期
限及び据置期間はそれぞれ同表に

掲げる償還期限及び据置期間の範
囲内で公庫が定めるところによる
ものとする。

第十八条の二第一項中「第三項及
び第四項」を「第四項及び第五項」
に改め、同条第二項中「別表」を
「別表第一」に改める。

附則第二十二項中「第三項及び第
四項」を「第四項及び第五項」に改
めることとする。

別表の第一号中「第十八条第一項
各号に掲げる資金」を「第十八条第
二項に規定する資金」に改め、同号
の(四)の中「又は改善」を削り、同
表を別表第一とし、同表の次に別表

第二として次のように加える。

四項」を「第四項及び第五項」に改
めることとする。

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
一 農業經營の改善のためにする 農地等の取得に必要な資金	(主務大臣の指定するものについては、 四分五厘)	二十二年	三年
二 果樹農業振興特別措置法（昭 和三十六年法律第十五号）第五 条第一項に規定する資金に該当 する資金であつて果樹の植栽又 は育成に必要なもの	(据置期間中は、年 五分五厘)	十五年	十年
三 合理的な家畜飼養規模の農業 經營を営むため計画的に乳牛又 は肉用牛の導入及び畜舎その 他の施設の整備等を行なうのに 必要な資金であつて、当該家畜 の購入に必要なもの又は当該家畜 施設に係る第十八条第一項第八号 に掲げるもののうち、主務大臣 の指定するもの	(年 六分) (据置期間中は、年 五分五厘)	十二年	三年
四 農業の構造改善のために必要 な事業を一定の区域において総 合的かつ計画的に実施するのに 必要な資金であつて次に掲げる もののうち主務大臣の指定する もの	(年 三分五厘) (果樹の植栽 に必要なものについては、 十五年)	十五年	二十年
(一) 家畜の購入に必要な資金 及び第十八条第一項第八号に掲 げる資金	(年 五六分) (果樹の植栽 に必要なものについては、 五年)	六年	二年

七 沿岸漁業者の經營の近代化を 図るため漁船の改造若しくは取 得又は沿岸漁業の協業化を計画的 に実施するのに必要な資金であつて第 八十一条に掲げるもののうち主務大 臣の指定するもの	利 率	償還期限	据置期間
(一) 生産工程の改造、建造又は取得 に係るもの	(年 三分五厘) (漁船の改造 に係る事 業が国から補助 金の交付を受けた場合 におけるものについては、 五年)	十五年	二十年
(二) 生産工程の協業化に係るもの	(年 五六分) (漁船の改造 に係る事 業が国から補助 金の交付を受けた場合 におけるものについては、 五年)	六年	二年
(三) 放牧地を取得しを削る。	(年 二年)	二年	二年

1 この法律は、昭和三十八年四月
一日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金
融公庫が締結した貸付契約に係る
貸付金についての貸付けの利率、

3 債権期限及び据置期間につい
ては、なお從前の例による。

和三十一年法律第百六十五号)の一
部を次のように改正する。

第一項中「農地若しくは採草
放牧地を取得し」を削る。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年二月十三日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を改正する法律

本案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金を、三億七千万円に増額しようとするものであります。奄美群島の復興事業は、逐年進捗をしましたが、御承知のように、見つつありますが、御承知のように、同群島の経済はなお脆弱であり、産業資金の融通が円滑を欠いておりますので、さきにその対策として群島内の中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付を行なわせるため、奄美群島復興信用基金に三億二千万円の政府出資をいたしております。しかし、この程度の資金をもちましては、とうてい熾烈な資金需要に応ずるとができない状況でありますので、今回政府はその資金とてさらに五千万円を追加することとし、これに伴い本案を提出いたしました。

本案は、参議院先議となり、本委員会には一月二十二日予備審査のため交付され、二月十三日、参議院より送付、本委員会に本付託となりました。

一月十四日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なつたのであります。その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

官報 (号外)

本社会党及び民主社会党の三党共同による附帯決議が提出され、これまで全会一致をもつて可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

奄美群島復興特別措置法に基づく復興計画とこれに伴う國の財政援助

は、昭和三十八年度で終了の予定であります。

奄美群島復興特別措置法に基づく復興計画とこれに伴う國の財政援助

は、昭和三十八年度で終了の予定であります。

奄美群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることにから

がみ、政府は引き続き次の措置を講ずべきである。

奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を十分に達成せしめることを目的

とする振興計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国助成をすること。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、日程第五、酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六、印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

す。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二十二条第一項第四号イ中「十

三度以上十四度未満」を「十三・五度以上十四・五度未満」に、「十四度以上」を「十四・五度以上」に、「十三度

を」を「十三・五度を」に、「五千二百

十円」を「五千二十円」に、「十三度未

満」を「十三・五度未満」に、「六万二

千四百九十四円」を「六万二千六百八十一円」に改め、同条第三項の表みりんの項基準アルコール分の欄中「十三

度」を「十三・五度」に改める。

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこ

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 酒税法等の一部を改正する法律

(昭和三十七年法律第四十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第四号中「政令で定める

ところにより」を削り、「類似するも

の」の下に「(当該酒類の原料として

米又は米を原料の全部若しくは一

部として製造した物品を使用したも

のについては、米(米を原料の全

部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む)の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五をこえないものに限る。」を加える。

のについては、米(米を原料の全

部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む)の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五をこえないものに限る。」を

附則第十二項中「」の法律の施
行後一年間に限り」を「当分の間」

理
由

合威成酒の米の使用率を法定する
とともに、本みりんの基準アルコー
ル分を若干引き上げる等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

右
印紙税法の一部を改正する法律案

昭和三十八年一月三十一日

印紙税法の一部を改正する法律
印紙税法（明治三十二年法律第五
十四号）の一部を次のように改正す
る。

第五条第九号中「又ハ農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会、漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会」に改める。

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

3 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

第二に、みりんの基本税率の対象となつております基準アルコール度数を若干引き上げることといたしております

決するに賛成の諸君の起立を求める
す。

地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律

第一條 地方公共団体の議会の議員

卷之三

日程第七 地方公共団体の長の選舉において使用する選舉運動用ポスターの特例に関する法律案

（公職選挙法改正に関する調査 特別委員会）

○議長(清瀬一郎君) 日程第七は、委
特別委員長提出

員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

貴女の審査官は、おもに何を評議するか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

めます。

において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律案を議題とした。

地方公共団体の長の選挙における
使用する選挙運動用ポスターのは
う二回とも法律で

例に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和三十八年二月二十一日
提出者

公職選挙法改
正に關する調
査特別委員長　辻 寛一

昭和三十八年二月一十一日衆議院会議録第九号
酒税法の法律案

理由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により行なわれる市長の選挙及び市の合併の特例に関する法律に規定する新都市で政令で指定するものの設置による市長の選挙について、選挙運動用ポスターの数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員会理事丹羽喬四郎君。

[丹羽喬四郎君登壇]

○丹羽喬四郎君 大切な議題となりました地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の合意に基づき、昨二十一日、成案を得て、本委員会の提出にかかる法律案として提出されましたものであります。

本案は、前国会において成立いたしました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により、本年三月一日から五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等の期日が統一して行なわれることになつたのであります。この場合において、四月十七日に期日を統一される指定都市の市長の選挙における選

挙運動用ポスターは、このとき同時に

行なわれる知事、都道府県議会の議員及び指定都市の議会の議員のポスター

が同じ地域に多数掲示されるため、十分その効果を上げることができないと

考えられますので、その数を、知事のポスターの基本枚数一万二千枚と同数

といったとともに、四月三十日に期日が統一される指定都市以外の市の市長の選挙運動用ポスターについても、同時に行なわれる市議会議員の選挙運動

用ポスターと同数のため、同地域に多

数掲示されることとなる市議会議員のポスターとの関係で、指定都市の市長の場合と同様の事情があると考えられ

ますので、その数を現行の二倍の二千四百枚といたしております。

また、市の合併の特例に関する法律

に規定する新都市で政令で指定する

ものの設置による市長の選挙における選挙運動用ポスターは、その数を指定

都市の市長と同様に一万二千枚といた

そうとするものであります。

以上、本法律案の趣旨につきまして御説明いたしました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

行ないます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第八 昭和三十六年度、昭和三十七年度衆議院

予備金支出の件(承諾を求めるの件)

昭和三十六年度国会所管(組織)衆議院

区	内	分	金額	理由及び内訳
			四、八〇〇、〇〇〇円	在職中死亡した議員の支給をするため
			四、八〇〇、〇〇〇円	故議員山口六郎
			四、八〇〇、〇〇〇円	次君分
			四、八〇〇、〇〇〇円	歳費一年分相当
			四、八〇〇、〇〇〇円	故議員安井誠一
			四、八〇〇、〇〇〇円	君分
			四、八〇〇、〇〇〇円	歳費一年分相当
			四、八〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十六年十二月九日
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十六年十二月二十日
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十七年一月三十日
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十七年二月二日
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十七年三月三十日
			四、八〇〇、〇〇〇円	昭和三十七年四月三十日

円

理由及び内訳
議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

金額

区

内

分

金額

理由及び内訳

議院運営委員会承認年月日

内訳

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員長

日本鉄道建設公団法案(内閣提出)
の趣旨説明

の報告を求めます。議院運営委員会理事小平久雄君。

「小平久雄君登壇」

○小平久雄君 大だいま議題に供せられました昭和三十六年度及び昭和三十一年度衆議院予備金支出の件について御説明申し上げます。

今回御承諾をお願いいたしますのは、昭和三十六年十一月九日から昭和三十一年十二月二十三日までに本院で支出

した予備金六百四十八万円であります。その年度所属は、昭和三十六年度四百八十六万円、昭和三十七年度百六十万円となつております。

〔議長退席、副議長着席〕

わが国の産業経済は最近目ざましい発展ぶりを示し、国民経済も著しく向上して参つたのであります。が、さらに

以上です。

わが国の産業経済は最近目ざましい発展ぶりを示し、国民経済も著しく向上して参つたのであります。が、さらに

わが国の産業経済は最近目ざましい発展ぶりを示し、国民経済も著しく向上して参つたのであります。が、さらに

以上の経費は、そのつど議院運営委員会の承認を経たものでありますので、御承諾を下さいますようお願いいたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は承諾を与えるに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、承諾を与えるに決しました。

政府といたしましては、この建議の意を体し、具体策について検討いたしました結果、今後の新線建設を積極的に推進するため、この新線建設事

業を日本国有鉄道から切り離し、独立の機関を設けて専心この事業に当たらるべきだと結論に達したのであります。

この法案の内容は、政府及び日本国

有鉄道の出資により、新たに日本鐵道建設公團を設立し、鉄道新線の建設に當たらせ、もって鉄道交通網の整備を

はかり、經濟基盤の強化と地域格差の是正に寄与させようとするものであります。

以上がこの法案の趣旨でございま

す。(拍手)

まず第一点は、本法案が提出せられました根本的な目的についてで

ござります。

ただいまの運輸大臣の提案説明によりますと、經濟基盤の強化と地域格差の是正に寄与するために、鉄道交通

網の整備をはかる、特に新線建設の部

分を新しい公團によって促進しようと

することを言られておるのであります

が、鐵道網の完備ということがいわば

いうことを言られておるのであります

が、鐵道網の完備といふことがいわば

いうことを言られておるのであります

が、鐵道網の完備といふことがいわば

いうことを言られておのであります

の強化のます第一にならなければならぬ各方面の交通網の整備について、

根本的にどういう対策をもつて進められます。

お答えをいただきたいと思うのであります。

数日前の国会に、海運に関する若干の施策についての提案がされて参りました。これもわが党の久保委員から本

議會でこの壇上で質問を申し上げまし

たように、やはり過去の造船融資に対

する利子のたな上げの問題という、あ

くまでうしろ向きの問題でございま

して、今日積極的に國際貿易が自由化の

方向に向かって邁進をいたしております。

は、現内閣のあらゆる施策の中心にあ

りますところの所得倍増計画の中にお

いて、産業基盤の強化という観点で、

これでも、その点が明確でないと思

ります。従いまして、根本的に

は、現内閣のあらゆる施策の中心にあ

りますところの所得倍増計画の中にお

いて、産業基盤の強化という観点で、

〔田中綾之進君登壇〕

日本鉄道建設公団法案(内閣提出)
の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) 大だいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。田中綾之進君。

〔田中綾之進君登壇〕

審議会は、今後の新線建設についてここにおいて、昨年五月、鉄道建設注いでいる関係上、鉄道新線の建設について、これを積極的に推進得ない状況にあるのであります。

従来、鉄道の建設は日本国有鉄道が行なつて参りましたが、日本国有鉄道といたしましては、独立採算制の建前と既設線の大幅な整備増強計画に力を注いでいる関係上、鉄道新線の建設については、これを積極的に推進得ない状況にあるのであります。

ここにおいて、昨年五月、鉄道建設審議会は、日本国有鉄道と別個の組織を設け、政府、日本国有鉄道等がその財源を負担して、強力にこれを推進すべきであるという建議をいたしました。

○田中綾之進君 ただいま御説明のあ

りました日本鉄道建設公団法案につきまして、私は、日本社会党を代表いたしまして、その中心的な問題について質問をいたしたいと思うのでございま

す。

日本鉄道建設公団法案の趣旨説明に対する質疑

の問題についても同様なことが言える

と思いますので、まず第一に、その

点についての政府の根本的な方針を承

りたいと思うのでございま

す。

歐米諸国におきましても、今日では

鉄道の問題につきましては、新線建設も行なわれておるところもござります。

けれども、場合によりますれば、既設

の鉄道についても線路をはずし、自動

車専用道路に転換しつつあるといふこ

とも考えられるのでございまして、陸

上輸送の場合には、鉄道と自動車の一貫した輸送体制が検討されるべきなのであります。この点が、今までの政府のわれわれに対する説明では明確でございませんので、この機会にお示しをいただきたいと思うのであります。特に自動車交通に関する部分につきましては、総理のほか建設大臣からもお答えをいただきたい。道路政策に関する事で承りたいと思うのでございます。

それから第二の問題は、国鉄の新線建設の問題が遅々として進んでいないということについても、私どもはこれを見るにやぶさかではございません。その根本的な原因はどこにあるかと申しますと、私はおよそ二つあると思うのであります。

その一つは建設資金の問題でござります。国鉄に対する從来からの一般会計からの支出が漸次少なくなってしまって、今日独立採算制がいわゆる公社組織になりました関係から、多くの政治路線による赤字線をかかえておる国鉄は、新しく建設関係に資金を投下することはほとんど不可能な状態になつておると思うのであります。しかしながら、いわゆる国鉄の第一次五ヵ年計画を中心といたしまして、東海道新幹線を始めといたしまして、既設線の改良あるいは複線化のために、大体前年度におきましては二千五百億、その半分以上のものは借入金によつてまかなつておるよう

でありますけれども、そういう関係ありますから、国鉄の新線建設のたなに費やされる費用は、昨年度においても約八十億、本年度においても若干の増加を見ておりますけれども、その程度しか見られないというような状況が度と思うであります。従つて、政府が意図せられるような新線建設を促進するということをありますならば、軌道の建設資金の調達を根本的に考慮することが一つの問題であらうと思ふのであります。

それから第二の問題は、鐵道敷設法の別表にありますところの現在の着工線、それから調査線、そのさらに策定段階にある予定線を含めまして二百三十一線の多きに上つておるのであります。これはむしろ政治家に多くの責任がありますけれども、いわゆる政治路線といわれて、自分たちの選舉の關係から、國鉄の立場からいえば採算のとれない路線も、いろいろ鐵道建設審議会にかけられて今日ふえてきておるのが、この二百三十一線といふ多数にして、上つておると思うであります。従いまして、この多くが赤字線が予想せらるべきである政治路線をこのままの状態に置いて、新線建設を進めるということになりますならば、莫大な金がかかると思ふのであります。この別表の整理の問題、再検討の問題が、やはり国鉄の新線建設を進めていく上における第一

の問題であろうと私は思うのであります。これらの二つの問題について、この公団を進めていかれるという建議から見て、政府としては、この二つの大きな陸路をどういうふうに打開せられようとしておるかということをその次にお答えをいただきたいと思うのであります。実は私ども社会党の考え方から申しまするならば、以上お尋ねをいたしました二つの陸路打開の方法が出来るまでは、あえて新しく公団をつくらなければ、私は國鉄の施設部を中心にしてしまって、新線の建設が進められる筋合いだと思うのであります。政府の、計画によりまして、國鉄の現に進行中の東海道新幹線を中心とする第二次五十年計画は、一応建設公団からはずして、それ以外の新設線をこの公団にやらせようとしておるかのことと見られるのであります。それによって、これまでありまするならば、勢い國鉄の施設關係の人員なりあるいは技術者が二分せられることになるのであります。この技術者を、約千名近い、七、八百名のものを確保しなければならぬといふともいわれておるのであります。そういうものを、國鉄から主として持つてくる。その人が國鉄へ戻るというような場合は、共済年金の継続の問題についても、こまかい経過規定までつくつてお

るようでありますけれども、そういうことではなくて、根本的に二つの路線があるの問題が解決されるならば、当然問題は、これは国鉄において引き続き行なわせなければならないと思ふのであります。しかし、その点は国鉄当局とも話さざれることと思うのでありますけれども、どういう話し合いの結果から、こういふ新規建設の部分だけを切り離して新しい公団をつくることになってきたかということについてお答えをいただきたいと思うのであります。

それから、次にお伺いをいたしたい点は、今度の公団も、理事六名、監事二名、それに正副総裁、こうしたこととございまするが、これはまだわかりませんが、反対をいたしまするから、あるいは成立をしないかもわかりませんけれども、多くの公団、事業団の役員人事を見ますると、ほとんど全部と言つていいくらいやはり高級官僚の退職者をもつて埋めておるというのが私は現状だと思うのであります。そういう意味におきまして、高級官僚のおばあきをしておるのでありますから、その点はやめていただきたいと思うのであります。が、総理は、この公団の人事の問題についての構想もあるいはもう脳裏に描いておられるかもしませんけれども、その問題を含めて高級

官僚の——総理自身も官僚出身であるという点はありますけれども、今日ではりっぱな政治家なのですから、その意味から見れば、高級官僚の退職者の行き場所をつくってやるというような考え方でこの公園をつくるということになれば、根本的に間違いだと思うのあります。ことに国鉄の関係においても、あるいは用地買収の問題であるとか、その他建設関係では忌まわしい汚職がついで回ったのであります。従いまして、今後公团ができた場合に、そういうことを根本的に断ち切ることころの配慮が、当然提案されたときから私は考えられなければならないと思うのであります。が、総理にその用意があるかどうかという点をその次伺いたいと思うのでござります。

よりな国鉄の資産状況から見ましても、政府出資を思い切つてふやされたとしてもしましても、その資産内容は決して低下することにはならないのであります。するから、大局的な考え方から言ひならば、やはり新線建設に関し、あるいは改良あるいは合理化、電化といふような問題の経費も当然国が全額負担すべきではないかと思うのであります。

今度は一応公共投資ということで、田中大蔵大臣が建設審議会の小委員長としてのときにつくられた案に基づいてできましたということも、今練部運輸大臣から御説明があつたわけでござりまするけれども、しかし、その建設審議会の答申につけられた別表の資料によりますると、やはり国鉄から出して参りまする分、それは今度も、ただいまの説明もありましたように大体七十億程度、さらにに政府からの本年度の五億円の出資、それに加えまして地方公共団体の負担金、いわゆる受益者負担金年間大体三十億、それから通行税相当額、現在の一等料金に対する一%分の二十億円を今後十年間納めることによって二百億を調達しよう、あるいは市町村が資金を予定をいたしておるのであります。そのほかに鉄道建設債券を発行するということになりますすると、直接

政府出資によるもの以外に、地方住民の負担にかかるものがやはり相当大きな部分を占めてくると思うのであります。端的に言つて、毎年政府から五億、国鉄公社から大体八十億程度、これもこの別表の資料にあるわけであります。ですが、そういうものの程度でかれこれ百億近いものしかさしあたりの資金がない。それでいて本格的に仕事をやろうということになれば、年間五百億の金がかかるといふことも建設審議会の答申の中に出ておると思うのであります。そういたしますと、差引四百億といふものは、もし予定通り建設が進められることになりますと、建設債券の発行ということになりますし、勢い自分で鐵道をつけたいといふことになりますと、地方自治体によるところの、この債券の強制的な引き受けとなり結果になりますから、あるいは政治家の努力によって鐵道はついたと思ふけれども、そのつけた金は自分たち地方住民が税金で債券を買ひようなやり方をしなければならぬというような結果になることは、火を見るよりも明らかになつてきておると私は思うのあります。その点において、私どもが言ふよな完全なる全額政府出資といふことに切りかえていかなければなりません。大臣は、この建設審議会の答申につけておる付属資料によりますと、地方住民の負担がこの公団の建設過程に

おいて大きくてくるということについて、これを国会へ提案することに賛成するにあたって考慮されたかどうか、この点を自治大臣から伺いたいと思うのでござります。

時間が参りましたので、最後にもう一点お伺いをいたしますが、かりにこういう形で政府の計画通り新線が建設されますると、大体有償を原則として国鉄に貸与し、または後進地域等の関係でありますと、無償でこれを譲渡するということになるのであります。しかし、今日までの経験から見まするならば、新線は多くの場合、当初の段階においては、やはり長期にわたって赤字を覚悟しなければなりません。従つて、かりに無償で国鉄がこれを譲り受けたといたしましても、その経営から出て参りまするところの赤字の補てんの問題については、政府は一體どうお考えになるかということござります。われわれの聞くところによりますると、国鉄自体に新線建設を担当せしめるか、新しく公団にするかと、いうことで国鉄当局と話し合ったときには、国鉄当局は、損失補償の規定を入れてもらいたいということを条件として出したそうで、それがうやむやになつたといふことを聞いておるのであります。この問題が、やはり從来國鉄自体の手で新線建設を進める場合にもうまいかなかつた根本原因の一つにもなつておる問題でありますか

ら、この機会に損失補償の問題をどうするかという点をお答えいただきたいと思うのであります。

この結果によりまして、いわゆる特定区間の運賃がべらぼうに高いものになるという弊害も出て参ります。さらには敷設税の新設等の問題がからみまして、鉄道運賃の新たなる引き上げといふような問題になりますし、国鉄經營を担当する国鉄の内部におきましては、そのために経費の節減と合理化を強行するという結果になりますと、国鉄労働者の首切り問題というようなどとともに発展しかねない情勢にあることは、赤字線の経営を当然引き受けいかなければならぬという点から私は出てくるのではないかと思うのであります。そういう観点から、この公団で新設された路線を国鉄に引き渡した以後の損失補てんの問題についても当局は考える用意があるかどうか、これらの点についてお答えをいただきたいと思います。（拍手）

交通の事情にかんがみまして、御承知のようすに、五カ年計画を立てて整備をしようとしております。また、お話しの通り、海運業におきましても、過去の負債を整理して、前向きに今後十分海運の発達し得るよう素地をつくっております。しかし、何と申しましても、貨物の輸送あるいは人の輸送につきましては、鉄道がただいまのところ、やはり最も大きいウエートを持っております。従いまして、今後国土の開発のために、われわれは新しい試みとして日本鉄道建設公団をつくって、そして鉄道網の整備をはかるらとしておるのであります。従いまして、これが資金につきましては、いわゆる政府あるいは國鉄の出資のみならず、借入金あるいは債券の発行等をいたしまして、適当な財源調達をいたしますと同時に、お話しの別表につきましても、私は今後検討を加えまして、みんなの納得いく十分な鉄道網の完成に邁進いたしたいと考えております。(拍手)

の各学部の上には博士課程の大学院を有するものとされ、また、伝統も古く、これら七国立大学の学長の職務と責任はきわめて重要であります。

よつて、このたび、これら七国立大学の学長を認証官とし、その国家的、社会的な地位を高からしめますとともに、その待遇の改善をはかることとしたのであります。このことは、これら七国立大学の学長の職務と責任の重要な性に基づくものではあります、ひいては大学の教育職員、さらには、教育者全体の地位を高め、もつてわが国教育の振興に資するものといたしたいと考えたからであります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一は、これら七国立大学の学長を認証官とすることに伴い、官職名をそれぞれの大学総長と改めることとしたことであります。しかし、これら国立大学総長は、学長として置かれるものでありますので、学校教育法その他の法令の適用については、他の国立大学の学長と全く同様な地位に立つものであります。

第二は、国立大学総長の任命権を文部大臣から内閣に移すこととし、その任免については天皇が認証することとしたことであります。任命権者を内閣としましたことは、他の認証官の一般の例に従つたものでありますが、その

任免を大学管理機関の申し出に基づいて行なうという教育公務員特例法の建前には、何らの変更をいたしておりません。なお、国立大学総長の任免に関する内閣に対する大学管理機関の申し出については、文部大臣がこれを内閣に進達するものとしましたのは、文部大臣が大学を所轄していることによるものであります。

第三は、国立大学総長の受ける給与を、俸給及び期末手当とすることとしたことがあります。これは、他の認証官の例にならって、特別職の職員の給与の例による趣旨に基づくものであります。国立大学総長の俸給月額についても、他の認証官との權衡を勘案して、東京大学総長及び京都大学総長にあつては十八万円、その他の国立大学総長にあつては十六万円とすることがあります。

第四は、附則に経過措置を定めたこととでありますて、これら七国立大学の学長の現職者については、この法律施行の日にそれぞれ国立大学総長に任命することについての進達があつたものとみなすことなど、新制度への移行を円滑にする措置を講じております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。これを許します。山中吾郎君。

〔山中吾郎君登壇〕

○山中吾郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案説明になりました国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑です。

まず、質問の第一点は、池田総理大臣にお伺いいたしたいのでござりますが、池田首相の人つくりの基本精神とこの法案に矛盾があるのでないか、この関係についてお伺いいたしたいと思うのであります。

池田総理大臣は、今国会再開の弊頭において行なわれました施政演説の中に「指導的人材の育成と学術振興のない手である大学においては、認証官制度を設ける等の措置を講じ、その運営が自主的に適正化されることを強く期待するものであります。」と言つております。ところが、大学における学術の振興と認証官制度を設けることとどういふ関係にあるのか、私はとんと理解ができないのであります。

御承知のように、大学は真理を探求す

るところであります。行政庁や裁判所のように、権威を高めることによつて目的を果たし得るところではございません。真に大学の振興をはかるならば、学長、教授等のすべての大学の教官を平等に生活を保障して、学問研究に没頭することができるよう配慮すること。また、いかなる権力、権威にも左右されることがないように、そういう意味の身分を保障して大学の自治を確立することのほかに道はないと思ふのであります。(拍手)ところが、この法案は、旧制帝国大学の学長だけを総長に格上げして認証官とし、かえつて政治権力に接近せしめるばかりではなくて、一橋大学とか東京工業大学あるいは東京教育大学等の古い伝統を持つた他の大学の学長と身分的差別をしようとしているのであります。おそらく、この法案は、学術の振興を阻止することはあるとしても、学術の振興に役立つとはとうてい考えられないと思うのであります。(拍手)

もし、かりに大学の学長に真理の象徴として国家的栄誉を与えようとするならば、早稲田、慶應その他の輝かしい歴史と伝統を持つ私学の学長に対しても、また新制大学の学長に対しても、身分的差別を設けることをしないで、その学問的実績に応じて平等に年賃に役立つと思うのでござります。(拍手)かかるに、待遇改善の美名に隠されたことによつて、初めて学術の振興に役立つと思うのでござります。

が、どうして真理を探求する大学の性格と使命を持つておる大学の学長に対して身分的差別を新たにつくることができない。世間の一部では、池田善相、荒木文相は同じ京都大学の出身であるので、東京と京都の二大学の学長だけを月額俸給十八万円にして、他の旧制帝大の学長を十六万円にとどめたのではないかと陰口をたたいているさまざまあります。私はそのような陰口は信じませんが、いずれにしても、池田を制上同一の大学の学長の間に差別待遇することによって大学の振興がはなれると考へておられるとすれば、まさに小学校の児童並みの幼稚な考ふるいというほかはないと思うのであります。(拍手)私は、池田首相にお聞きするのでありますが、あなたの施政方針説にある、大学の学術振興のために認証官制度を設けるとの意味、また、認証官制度を設ける等の措置を講じ、その運営が自主的に適正化されることを期待すると言われたその論旨は、はじつまが合わないで、池田総理大臣は、だれかのつくった原稿を十分理解しないで読まれたのか、また、ほんとうにわかりやすく御説明を願いたいと田うのであります。(拍手)

次に、荒木文部大臣にお聞きいたしましたが、質問の第二点は、この法案の目的についてでございます。

どうも、この法案の目的が、大学学長の給与の改善にあるのか、特定大学の学長の特権的身分の設定にあるのか不明でござります。もし給与の改善を目的とするならば、まことに思いつきとけちくさい法案であると思うのであります。すなわち、現在の大学の学長、教授、助教授、講師、助手の諸君は、おしなべて給与が低く、研究費も戦前の二分の一であり、生活の心配をしないで学問の研究と教育に専心することのできないことは、万人の認める事実であります。もし、大学の学術の振興をはかるるために給与の改善を実行しようとするならば、学長といふ含んで、全般的になぜ改善をせられないのか。(拍手)旧制帝国大学といふに、新聞紙上にこの法案に対する反対の意図を表明いたしております。また、東大の茅学長も、「この法案が、全国の国立大学の全教官の待遇改善につながるならばつけこらだと思いますが、しかし、残念ながら、その保障はない、さらに、東大と京大とだけを別言つております。「文部省がどんなに美辞麗句を並べても、大学管理法案で敗れた文部官僚の失地回復をねらつた、巻き返し作戦だ、東大を大将に、

京都大学を中心とし、あと五大学を少将として、将官クラスに特進をさせ、他の大学を佐官にしたようなもので、文部省の巧妙な切りくずし作戦というほかはない」と、うがつた批判をしております。また、教育評論家の重松敬一氏は、「甘いさで輕舉冒動を控えさせながらも、逆に、国立大学同士で反目させるという効果をねらっているのではないか、認証官になることで成り上がつたと考えるとしたら大間違いで、位階勲等の大學生に墮落する」とだけが落ちである」と言つております。これまた、まことにきびしい批判であると思うのであります。さらに、この法案によって恩恵を受ける旧制大学の当該学長自身が、むしろこの法案に対しても迷惑だといふ顔をしておることは御存じでありますか。京都大学の平澤学長は「個人としては、他の大学のことを考えると、受けるのが心苦しい」と、非常に消極的であります。もし、この法案が学長の給与改善を目的としていると善意に解釈いたしますても、まことに微々たる改善にはすぎません。この法案によつて恩恵を受ける東京大学の学長は、現在大体十四万円の俸給であります。この法案によつて、たつた四万円が上がるだけである。また、その他の旧制大学の学長は大体十二、三万円である。それを十六万円にしても、これも一、三万円の昇給にすぎない。この国会で先般承認になつた日本銀行の政策委員の給与を見ますと、年俸四百四十六万円、月額になると三十八万円である。も

存在は必要だと思います。とはいへ、今問題になつておる七大学をそらうろとて、目下慎重に検討中といふところです。どうしたものか困り抜いております。」と言つておる。このように恩恵を受けた学長が困り、恩恵を受けない大学教官は怒り、また、ことごとく評論家が非難をしておるこの法案の目的は一体どこにあるのか、荒木文部大臣の深遠なる意図を私ははかりかねます。大学の学長は、九千万国民の最高の知性を代表する人々でありますから、子供たましのよくな、わざかばかりの給付改善によつて、えさで魚つるようなしわざはまことに遺憾でありますので、その真意を明らかにしていただきたい。

さらに、もし、この法案が学長の給与改善を目的としていると善意に解釈いたしますても、まことに微々たる改善にはすぎません。この法案によつて恩恵を受ける東京大学の学長は、現在大体十四万円の俸給であります。この法案によつて、たつた四万円が上がるだけである。また、その他の旧制大学の学長は大体十二、三万円である。それを十六万円にしても、これも一、三万円の昇給にすぎない。この国会で先般承認になつた日本銀行の政策委員の給与を見ますと、年俸四百四十六万円、月額になると三十八万円である。も

としての大学学長に対して、遇するに道をもつてするならば、月額二、三万の待遇改善をすることは、むしろ侮辱をするものであると思つてあります。(拍手)池田首相が施政演説の中で、学術振興のために、大学の認証官制度を設けると誇らしげに演説しているのは、笑止千万のことであると思つてあります。一休、荒木文相は、この法案を作成する過程において、大學の学長の待遇改善をするためには、人事院の取りきめで、認証官制度を採用しないと理屈がつかないのでと弁解をしておりますけれども、事実はその通りなのかどうか、この点も明らかにしたい。ただきたいと思うのであります。認証官制度のこのアイデアは、荒木文相独自の着想であると聞いておるのを、この法案をみずから着想された文部大臣の真意を明らかにするために、左記の点をあわせて御答弁願いたいと思うのであります。

その第一点は、何がゆえに旧制帝国大学だけを総長としたのか、第二点、何がゆえに東京、京都大学の学長だけ頗りたいと思うのであります。

その第一点は、何がゆえに旧制帝国大学に対する期待は非常に大きいのです。そこで、戦後十数年の地方大学の地域開発のための実績は少なくありません。こういう新大学制度がようやくその機能を發揮しようとするさなかに、旧制帝国大学の特権的地位を復活させて特別の差別待遇をすることは、現行大学制度を乱すものであつて、厳密に解釈をいたしますと、現行学校教育法違反の法案とも言えるのであります。また、文教政策の立場から見て、ことに、最近大学入試の問題が世論を拂かしておるのであります。旧制大学に希望者が集中することも大きな原因になつております。この法案は、その弊害を故意に助長する役割を果たすことはあるても、大学の振興に

なつております。そこで人事院から、御案内の通り、毎年物価の高騰、その他を理由としまして、給与改定の勧告がございますけれども、給与制度そのものとして、大学、高等学校、小中学校という三本建の給与体系がございますが、今申し上げました通り、本質的に教師という立場そのものを、国家的に、社会的に、国民的立場で高く評価する方法は、人事院に頼むほかにないもののが今高いのですけれども、それでは、最高峰に位するところの国立大学の立場から考へられます場合、想像するに、裁判官や検事あるいは大使等が、戦前に比べましても低かったものが今高いのですけれども、それらの立場から考へられると、よつて給与が格段に引き上げられるといふことがあります。

従つて、それに続いて、人事院の勧告の考慮がなされるはずあります。従つて、そういういわばきつかけを与える意味において、小中高、大学全部の教師の社会的な評価、国民的な評価を高めるためのきつかけにいたしたいというのが、本質的なこの法案のねらいでございます。いわば、通常に申し上げれば、教師の一般的的地位向上、待遇改善のための吸い上げボンブみたようなものでございます。

七大学だけをそつとおつしやいましたが、これは総理からもお答え申し上げました通り、各学部に博士課程の

大学院を持つておりますといふその立場を特に考慮しまして、全部の七十二

国立大学の中から、これを選んだといふにとどまるのであります。新制大学といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願っておりますように、新制大学に

も修士課程の大学院を置くということを考えておるのであります。新制大学

といえども、三十八年度予算で御審議願おります。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただきますれば、心から御賛成いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただきますれば、心から御賛成いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

とは全然関係ございません。現行のま

まの状態において待遇の改善に資した

い、こうしたことでございます。

いろいろ学長さんがおきらいになる

ようなお話を引用されましたが、あれは少してれくさがつていらつしゃる

のじやないかと私は想像しております。

問題の内容をよく御承知いただ

ります。問題の内容をよく御承知いただ

ります。

これが、今としては七大学を選ぶ

ことが妥当である、こうしたことでござります。

従つて、大学を、新制大学と旧制大

学、あるいは言い方を変えれば、博士

課程を持つておる大学と、大学そのも

のとして差別しようなどといふ、山中

さんの御指摘の学校教育法にとどるよ

うな考へであるはずがございません。

むしろ、学校教育法の趣旨に沿つてい

きたいといふ課題の現われであると御

了承いただきたいと思ひます。

さらに、一般待遇改善との関係はどうだといふお尋ねであります。

一の問題に関連してすでに申し上げま

したように、すなわち、教師全体の処

遇の改善につながる課題だ、かのように

期待をいたしておるということを申し

上げて、このお尋ねに対するお答えに

いたいと思います。

大学制度についての今後に対する一

般的、全面的な基本態度はどうだといふお尋ねでございますが、現行の大学

制度を本質的にどうしようという考え方

角屋堅次郎君	河野正君
北山愛郎君	栗原俊夫君
東海林稔君	中村英男君
栗原俊夫君	坂本泰良君
山口鶴男君	滝井義高君
山中吾郎君	田中幾三郎君
予算委員	坂本泰良君
周東英雄君	坂本泰良君
松野頼三君	渡辺惣藏君
石田宥全君	川村総義君
小松幹君	高田富之君
横路節雄君	高田富之君
建設委員	前田榮之助君
児玉末男君	高田富之君
受田新吉君	高田富之君
外務委員	北澤直吉君
文教委員	小松幹君
田川誠一君	松野頼三君
柳田秀二君	松浦周太郎君
横路節雄君	淡谷惣藏君
建設委員	川村総義君
予算委員	高田富之君
周東英雄君	高田富之君
松野頼三君	高田富之君
石田宥全君	高田富之君
小松幹君	高田富之君
横路節雄君	高田富之君
佐々木良作君	佐々木良作君
板川正吾君	坂本泰良君
東海林稔君	坂本泰良君
受田新吉君	坂本泰良君
栗原俊夫君	坂本泰良君
山口鶴男君	坂本泰良君
山中吾郎君	坂本泰良君
決算委員	森本靖君
川村総義君	森本靖君
淡谷惣藏君	高田富之君
一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員	内閣委員
受田新吉君	田中幾三郎君
法務委員	久保田鶴松君
飛鳥田一雄君	久保田鶴松君
石田宥全君	久保田鶴松君
外務委員	北澤直吉君
文教委員	北澤直吉君
田川誠一君	北澤直吉君
柳田秀二君	北澤直吉君
横路節雄君	北澤直吉君
建設委員	北澤直吉君
児玉末男君	北澤直吉君
予算委員	北澤直吉君
周東英雄君	北澤直吉君
松野頼三君	北澤直吉君
石田宥全君	北澤直吉君
小松幹君	北澤直吉君
横路節雄君	北澤直吉君
佐々木良作君	北澤直吉君
板川正吾君	北澤直吉君
東海林稔君	北澤直吉君
受田新吉君	北澤直吉君
栗原俊夫君	北澤直吉君
山口鶴男君	北澤直吉君
山中吾郎君	北澤直吉君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

森本 靖君 淡谷 慎藏君
一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

岡田 修一君	岡田 利春君
小林 信一君	島本 虎三君
田口 誠治君	田中織之進君
中村 重光君	堀 昌雄君
玉置 一徳君	本島百合子子君
決算委員	森本 靖君 淡谷 悠藏君
内閣委員	田口 誠治君 渡辺 悠藏君
法務委員	久保田鶴松君
大藏委員	田原 春次君
藤井 勝志君	西村 直二君
横山 利秋君	横路 節雄君
淡谷 悠藏君	中村 英男君
加藤 清二君	柳田 秀一君
文教委員	高田 富之君
前田榮之助君	五島 虎雄君
石田 省全君	中村 英男君
社会労働委員	田中織之進君
淺沼 享子君	田原 春次君
島本 虎三君	湯山 勇君
吉村 吉雄君	吉村 吉雄君
田中 武夫君	川村 繼義君
植崎弘之助君	農林水産委員
淺沼 享子君	商工委員
久保田 豊君	

淡谷	悠藏君	石田	宥全君
加藤	清二君	川村	繼義君
小松	幹君	高田	富之君

機路 節雄君
決算委員

東海林 慎君	島本 虎二郎君	栗原 俊夫君	河野 正吾君
川村 繼義君	森本 錦吉君	山口 鶴男君	江崎 真澄君
小松 幹君	石田 宿全君	高田 富之君	淡谷 悠誠君
久保田鶴松君	飛鳥田 一雄君	横路 節雄君	渡辺 物盛君
柳田 秀一君	周東 英雄君	決算委員	淡谷 悠誠君
外務委員	受田 新吉君	内閣委員	川村 繼義君
文教委員	渡辺 慶蔵君	田中幾三郎君	小松 幹君
建設委員	田川 誠一君	法務委員	久保田鶴松君
伊藤 轶君	前田榮之助君	高田 富之君	柳田 秀一君
井村 重雄君	兒玉 末男君	予算委員	高田 富之君
田中織之進君	岡田 勝二君	伊藤 轶君	井村 重雄君
島本 虎三君	滝井 義高君	井村 重雄君	田中織之進君
東海林 稔君	田口 誠治君	田中織之進君	島本 虎三君
玉置 一徳君	坂本 泰良君	受田 新吉君	東海林 稔君
中村 英男君	栗原 俊夫君	山口 鶴男君	玉置 一徳君
久保 三郎君	渡辺 物盛君	内閣委員	中村 英男君
	内閣委員	決算委員	久保 三郎君
	一、去る二十日、議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。		

川村 繼義君	石田 宥全君
渡辺 惣藏君	高田 富之君
佐々木良作君	田中幾三郎君

本島百合子君	佐藤觀次郎君	堀	昌雄君
山中 香郎君	中村 重光君	松浦 周太郎君	横路 賴三郎君
小林 信一君	川村 繼義君	淡谷 悠藏君	小松 幹君
渡辺 悠藏君	高田 富之君	佐々木良作君	田中幾三郎君
渡辺 悠藏君	石田 喻全君	決算委員	決算委員
田口 誠治君	受田 新吉君	内閣委員	内閣委員
法務委員	田中幾三郎君	渡辺 悠藏君	淡谷 悠藏君
大蔵委員	受田 新吉君	田口 誠治君	森本 靖君
西村 直己君	横路 節矩君	横路 節矩君	中村 英男君
加藤 清二君	久保田鶴松君	藤井 勝志君	石田 宿全君
横山 利秋君	前田榮之助君	春次君	田原 春次君
文教委員	吉村 吉雄君	吉村 吉雄君	吉村 吉雄君
高田 富之君	田中 武夫君	柳田 秀一君	田中 義之助君
柳田 秀一君	春次君	湯山 勇君	中村 中村
社会労働委員	前田榮之助君	五島 虎雄君	英男君
樺嶺弥之助君	吉村 吉雄君	淺沼 享子君	吉村 吉雄君
田中義之進君	吉村 吉雄君		
湯山 勇君			
五島 虎雄君			
淺沼 享子君			

中小企業省設置法案（永井勝次郎君）

外三十一名提出)

(衆議院予備金支出の件報告書受領)「一、今二十二日、議院運営委員長から昭和三十六年度、昭和三十七年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

(緊急質問提出)
一、今二十二日、提出した緊急質問は次の通りである。

アメリカの綿製品輸入制限に関する
緊急質問(加藤清二君提出)
次の通りである。

一 議案の要旨及び目的 提出に関する報告書 の一部を改正する法律案（内閣 プラン類輸出促進臨時措置法）

プラント類の輸出は、一件当たりの輸出規模、外貨手取率、経済効果及び市場開拓効果等が大

前文を参照して輸出振興上をきくと、輸出振興上をきくと、輸出振興上をきくと、
きく、輸出振興上をきくと、輸出振興上をきくと、輸出振興上をきくと、
意義がある。

現行法は、以上のよるな実情に基づきプラント類（工場設備の整合体）の輸出促進策の一環として、昭和三十四年に制定されたもので、その趣旨は、プラント類の輸出者がみずからコンサルティング（計画、設計等）の欠陥によ

り、違約金の支払、機械の取替等を行なつた場合の損失を政府が補

本改正案は、本制度の実績等に鑑み、制度に改善を加えると備する制度を創設したものであらる。

三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算
に、輸出プラント保証損失補償事務委託費として、百十三万円が計上されている。
右報告する。

画的に、かつ短期間に実施するに必要な特別に低利かつ長期資金を農林漁業金融公庫から融通する制度を創設しようとして、本改正案を提出したのである。

本案の主な内容は次の通りであ

(二) 農地、採草放牧地又は未墾地の取得資金は、年利四分五厘（主務大臣の指定するものは、年四分）、償還期限二十二年以内、据置期間三年以内

（果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園經營計画に係る）

ら二百二十億円の出資をすることが

2 公庫は、本来の業務の拡充さ

れたもの又は新規業務として、
次に掲げる資金を貸し付けること

卷之三

（一）農地、採草放牧地又は未墾地の取得資金

四、果樹園經營改善資金（果樹）

農業振興特別措置法に基づく 果樹園經營計画に係る資金

(三) 果樹以外の指定永年性植物

（茶、オリーブ、ホツブ）の植
栽資金（農業構造改善事業実

施地域内事業に係る資金)

國家畜購入資金（乳牛又は肉用牛の合理的な飼養規模農家

実現のためのこれらの牛の導

3 農林漁業構造改善事業を推進
入資金に係る資金

するための特別低利長期資金を
一償貸付資金と区分して貸付け

一 般貸付資金と区分して貸付し
ができるよう、公庫法に別表

昭和三十八年二月二十二日衆議院会議録第九号 議案に関する報告書

(四) 森林の取得資金及び森林の保育その他の育林資金は、年利四分五厘（主務大臣の指定するものは、年四分）及び年利五分、償還期限二十五年以内及び二十年以内、据置期間なし

(五) 漁船の建造等の資金、漁業の共同利用施設及び主務大臣指定施設資金（沿岸漁業構造改善事業実施地域内の事業に係る資金）は、年利三分五厘（補助残融資については、年七分五厘以内）、償還期限十五年以内、据置期間二年以内

(六) 漁船の建造等の資金及び沿岸漁業協業化資金は、年利五分五厘及び年利六分五厘、償還期限六年以内及び十年以内、据置期間は、いずれも二年以内

(七) 農地又は採草放牧地等の取得資金を公庫本来の貸付資金とすることに伴い、自作農維持創設を行なうため、本案附則で自作農維持創設資金金融通法に要するのを以て、本件附則で自作農維持創設法に基く果樹園經營計画の達成に必要な果樹の植栽又は育成資金の貸付条件を公庫法で定めること

としたことに伴い、同法の貸付条件に関する条文を削除するため、本案附則で果樹農業振興特別措置法に要するの改正を行なうこと。

二 議案の可決理由

本案は、農林漁業の生産性向上と経営の安定を図るとともに、農林漁業構造改善事業を総合的、計画的、かつ短期間に実施する上に妥当なものと認め、本案は、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計に農林漁業金融公庫出資金二百六十億円、昭和三十八年度一般会計予算大蔵省所管本省経費に政府出資金として農林漁業金融公庫に対する出資に必要な経費十四億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年二月二十日

農林水産
委員長
長谷川 四郎

衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農林漁業の構造改善事業が真に農林漁業者のものとなるよう、農林漁業者の側の呼応態勢の確立、国の責任態勢の明確化を図るために、引き続き法制上、財政上前進の姿勢をもつて各般の措置の整備を図るは勿論、なかんずく、構造改善事業の前提となる農畜水産物価格安定対策の確立、流通機構の整備、消費の拡大等に関し格段の努力を傾倒すべきである。なお、当面の融資制度に關しては、左記の各項に關し遺憾なく措置すべきである。

記

一、農林漁業構造改善資金等農林漁業の近代化に必要な長期低利資金が計画的かつ十分に確保できるよう、今後とも公庫に対する政府出資を大幅に増額すること。

二、農地担保金融については、いやしくも現行農地制度の基本理念に従ふことのないよう厳正にその運用を図ること。

三、自作農維持資金、林業經營維持資金についても、農地及び森林等の取得資金に準じそれぞれの貸付条件を改善するよう検討すること。

右決議する。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

四、農林漁業經營構造改善資金制度の創設以前に事業に着手した農業及び沿岸漁業の構造改善地域が融資の面において不利益をこうむる

ことがないよう適切な措置を講ずること。

五、農林漁業者等に対し資金が貸付けられた後において、資金融通の所期の目的が達成され償還が確保できるよう、改良普及組織の活用等、格段の創意工夫をこらし農林漁業者の經營指導等について万全を期すること。

六、農林漁業に関する制度金融がきわめて複雑多岐にわたっている現状にかんがみ、制度の単純化、金利体系の再調整、借入手続の簡素化等について根本的に再検討を加えること。

七、農林漁業の振興と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする団体が連けい式小規模水力発電事業を行なうことができるることとし、これに必要な資金について公庫からの貸付けができるみちをひらくより可及的速やかな機会に所要の措置を講ずること。

八、本件は、地方銀行等が保有する農家の預貯金を更に広く農家に還元し、農業近代化資金に対する需要を充たす上に妥当なるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年二月二十日

農林水産
委員長
長谷川 四郎

衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わたり総額八百億円に達する近代化資金が融通されているが、昭和三十八年度においても引き続き五百二十億円の貸付けを行なうこととしている。このように毎年急速に伸びる資金需要に応じ、系統資金の融通を

ため、現行の金融機関の範囲を拡大し、銀行その他の金融機関を、

近代化資金の融資機関に加えようとするのが本案の趣旨である。

二 議案の可決理由

本案は、地方銀行等が保有する農家の預貯金を更に広く農家に還元し、農業近代化資金に対する需

要を充たす上に妥当なるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年二月二十日

農林水産
委員長
長谷川 四郎

衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記の各項に留意して本案の施行に当たるべきである。

記

一、農業近代化資金の融資機関に地

方銀行等を指定するに当たつて、既存の系統金融機関との間に摩擦を生ずることのないよう適切な措置を講ずると同時に、農協の金融業務の円滑化等組合員に対する奉仕態勢の整備に関し遺憾のないよう指導すること。

二、農業信用基金協会は、真に農業

に精進する意欲のある農業者が農業近代化資金の債務保証を申込んだ場合にあつては、協会設立の趣旨にかんがみ進んで債務保証機関としての本来の機能を十分に果たすよう、その業務運営について指導監督の万全を期するとともに、保証力の増大のため、今後協会に対する政府出資の増額に努め、また再保証機能をもつ中央保証機構の設置に關し検討を進めること。

三、経営不振のため農業近代化資金の取扱いを行なつてない総合農協が相当数に上る現状にかんがみ、これら不振農協の地域内の農家に対しても農業近代化資金が円滑に融通されるよう信託の直貸方式等系統資金の積極的な活用を図るよう特段の方途を講ずること。

右決議する。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書	
一 議案の要旨及び目的	
<p>本案は、奄美群島の産業振興を一層促進させるため、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての國の出資額三億二千万円を、昭和三十八年度からさらに五千万円増額して、三億七千万円としようとするものである。</p>	
二 議案の可決理由	

奄美群島復興事業は逐年進捗をみつつあるが、同群島における経済基盤がなお脆弱であるのに對し、産業資金の融通が円滑を欠き、これが同群島復興の大きない路となつてゐる現状にかんがみ、本案の措置を妥當と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。	
奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を十分に達成せしめることを目的とする振興計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため從前同様國の助成をすること。	
奄美群島復興事業は逐年進捗をみつつあるが、同群島における経済基盤がなお脆弱であるのに對し、産業資金の融通が円滑を欠き、これが同群島復興の大きない路となつてゐる現状にかんがみ、本案の措置を妥當と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。	

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書	
-------------------------------------	--

一 議案の要旨及び目的	
-------------	--

改正のおもな点は次の通りである。	
------------------	--

第一に、現在清酒等の原料米等の使用率の限度は法律に規定され	
-------------------------------	--

最近における酒類の生産及び取引の状況等にかえりみ、適切な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。	
--	--

二 議案の可決理由	
-----------	--

農業協同組合及び同連合会の発	
----------------	--

する貯金証書に対する印紙税との	
-----------------	--

権衡をはかるための措置として妥	
-----------------	--

当なものと認め、本案は原案の通	
-----------------	--

り可決すべきものと議決した次第である。	
---------------------	--

二 議案の可決理由	
-----------	--

農業協同組合及び同連合会の発	
----------------	--

する貯金証書に対する印紙税との	
-----------------	--

権衡をはかるための措置として妥	
-----------------	--

当なものと認め、本案は原案の通	
-----------------	--

り可決すべきものと議決した次第である。	
---------------------	--

二 議案の可決理由	
-----------	--

農業協同組合及び同連合会の発	
----------------	--

する貯金証書に対する印紙税との	
-----------------	--

権衡をはかるための措置として妥	
-----------------	--

当なものと認め、本案は原案の通	
-----------------	--

り可決すべきものと議決した次第である。	
---------------------	--

右報告する。

昭和三十八年二月二十一日
大蔵委員長　白井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

二 議案の可決理由	二 議案の可決理由
農業協同組合及び同連合会の発	農業協同組合及び同連合会の発
する貯金証書に対する印紙税との	する貯金証書に対する印紙税との
権衡をはかるための措置として妥	権衡をはかるための措置として妥
当なものと認め、本案は原案の通	当なものと認め、本案は原案の通
り可決すべきものと議決した次第である。	り可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由	二 議案の可決理由
農業協同組合及び同連合会の発	農業協同組合及び同連合会の発
する貯金証書に対する印紙税との	する貯金証書に対する印紙税との
権衡をはかるための措置として妥	権衡をはかるための措置として妥
当なものと認め、本案は原案の通	当なものと認め、本案は原案の通
り可決すべきものと議決した次第である。	り可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由	二 議案の可決理由
農業協同組合及び同連合会の発	農業協同組合及び同連合会の発
する貯金証書に対する印紙税との	する貯金証書に対する印紙税との
権衡をはかるための措置として妥	権衡をはかるための措置として妥
当なものと認め、本案は原案の通	当なものと認め、本案は原案の通
り可決すべきものと議決した次第である。	り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十八年二月二十二日 衆議院会議録第九号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十一円)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局 電話 東京一六一五官報
代議院議事録